

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1370号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1370 号

平 成 28 年 12 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年3月18日教北総第710号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年10月27日処分日の処分説明書（都田中学校教諭の強制わいせつについて）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成26年10月27日処分日の処分説明書（都田中学校教諭の強制わいせつについて）」ほかの別表に示す5件の行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年10月27日処分日の処分説明書（都田中学校教諭の強制わいせつについて）」ほかの別表に示す5件の行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月27日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 文書の特定範囲について

本件申立文書は、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書のうち、横浜市教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）北部学校教育事務所教育総務課（以下「所管課」という。）で所掌する教職員に係るものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1について

個人の給与に関する情報が記載されている部分については、当該教諭の給与の級及び号給が記載されている。この情報については、個人に関する情報で他の情報と合わせると当該教諭の給与額が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文後段に該当する。

また、当該教諭の給与の級及び号給は、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務遂行の内容に係る情報でもないことから本号ただし書ウにも該当せず、また、本号ただし書イにも該当しな

い。

イ 文書2について

個人の年齢が記載されている部分については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。

個人の内心、事実認否に関する情報が記載されている部分については、当該教諭の逮捕事実に関する具体的な事実認否についての発言及び当該事案を起こすに至った動機が記載されている。これらについては、開示することによって当該教諭の事実認否の内容や心情が公開され、当該教諭の権利利益を害するおそれがあり、本号本文後段に該当する。

また、個人の年齢及び個人の内心、事実認否に関する情報については、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務遂行の内容に係る情報でもないことから本号ただし書ウにも該当せず、また、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 文書3について

個人の生年月日、住所及び家族構成に関する情報については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。

個人の心身の状況、内心、逮捕事実に関する情報が記載されている部分については、当該教諭が自身の心身の健康状況、自身の今後についての発言及び当該教諭が逮捕されるまでの時間、状況等の情報が記載されている。

これらについては、前記イと同様の理由により、開示されることになれば、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文後段に該当すると判断し非開示とした。

エ 文書4について

個人の心身の状況、内心、事実認否に関する情報については、当該教諭が自身の心身の健康状況、取調べの内容、公訴事実で否認している内容及び再逮捕事実について発言した内容が記載されている。

これらについては、前記イと同様の理由により、開示されることになれば、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文後段に該当すると判断し非開示とした。

オ 文書5について

個人の内心に関する情報については、当該教諭の率直な内心が記載されている。これが開示された場合、当該教諭の心情が公開されることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文後段に該当する。

校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、当該教諭に関する情報であり、当該教諭の個人情報と言える。これが開示された場合、当該教諭の権利利益を害するおそれがある。

これらについては、前記イと同様の理由により、開示されることになれば、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文後段に該当すると判断し非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

文書5について、校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、校長の当該教諭に対する率直な評価を述べた内容で、極めて人事的秘匿性の高い情報が記載されている。これらは公にされることが予定されていない性質の情報であり、これが開示された場合、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本号エに該当すると判断したため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。

(2) 行政文書については、原則全面的に開示されるものである。

本件請求についても全面的に開示されることを求める。当事者等からの、法的対応等になった時に、証拠として提出された文書は、公開されたと同じ扱いになったとしたときに、行政文書としては、非開示にした部分が、結果的に公開されることについては、矛盾が生じることになる。

今回も公開されない、できないとされた点については、報道や、当事者に対する現在の一般的な認識、扱い等によって判断して主張する。

(3) 文書1について、給与に関しては、個人に関することということであるが、これも具体的になぜ個人の情報という説明がないと理解できない。

(4) 文書2について、校長の年齢、一般的には有識者の年齢は、公開されている。されると認識している。

(5) 文書2から文書5までについて、心身の状況、内心については、強制わいせつ事

案について行政がどのように取り組んでいかれるのか関心がある。その判断として今回開示されたものからは、参考にできるものがないので、そのような心身の問題か、内心とはどのようなことか不明である。これだけのことをしたからには、今後の自らのためにも、自らを検証、解明した内容のものを求めるものである。しかしながら、検証解明の作業を、処分庁ができないというなら、現在ある文書を全面的に公開することによってあとは第三者に判断を委ねることになるということである。

(6) 文書3について、個人の生年月日、住所、家族構成については、開示を求めない。

(7) 文書5について、評価に関する情報は、上記(5)及び校長の職務行為であり、今後の問題解決について、校長が判断できる職員であるかどうかの判断になるから、学校選択等の参考する情報になる。

(8) 「権利利益を害するおそれがある」という実施機関の説明は、主観のみであり、証明等がなされていない本案については、処分庁の証明等がなされたら、再度反論をする予定であるが、処分庁の証明等がなされない場合は、申立人の求める、公開されることが妥当ということである。

(9) 学校職員は住民の期待に応える義務があり、自らの行為を律すべきであると考えられる。そうすると、自らが行う職務内容は全て公開されても良いと言い切れる。

学校職員の行為は全て教育計画に基づくものであり、勤務時間外であっても自身の生き方も含め、計画の下に生きてしかるべきだと思う。そうすると、学校職員の職務中の失敗及び職務外の失敗は、全て本人の計画性の中で生まれるものと理解できる。

(10) 事実確認記録とあるが、申立人が求めるものは事情聴取記録である。事情聴取記録とは、事情聴取をうける職員の、事件の原因、背景、理由、問題点、今後の対応、克服すべき点等が浮かび上がるような質問がなされていることを想定している。具体的に何が聞かれたのか、どのような答えだったのか、今後の参考のために申立人としてはぜひ知りたいところである。

5 審査会の判断

(1) 懲戒処分に係る事務について

所管課は、教育委員会事務局の教職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に規定する違反行為や非行を行った場合、事実確認を行い、てん末書の提出を受け、教育公務員に適用する懲戒処分の標準例（平成25年7月29日教教人第877号教育長通知）の基準に基づき処分案を作成する。これらの資料に基づ

き分限懲戒委員会で審査を行い、その結果を教育長に報告する。教育長はその審査結果を踏まえて実施機関に懲戒処分議案を推薦し、実施機関にて処分量定を審議し、処分を決定する。

なお、懲戒処分を行う場合、事案概要、処分内容等について記載した処分説明書を作成し、処分辞令とともに被処分者に交付する。

これらの事務は、職員の職種、勤務地等により、教育委員会事務局総務部の職員課及び教職員人事課並びに東西南北4方面の各学校教育事務所教育総務課の合計6課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

申立人が本件請求で求めている、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書は、所管課が所掌する事案に関する次の4種があり、本件申立文書はこのうち、ア、ウ及びエである。

ア 教育委員会事務局が事件に関わる教職員等に事実確認のために聞き取りをした内容をまとめた事実確認記録

イ 事案に係る本人が責任の所在を明らかにし、本人の認識に基づく事実や、再発防止に向けた反省などを記載して事案に係る本人から提出されたものであるてん末書

ウ 事件の概要や過去の類似案件、処分量定を判断するに当たっての考慮事項などをまとめたものであり、教育委員会事務局が作成し、分限懲戒委員会に付議する資料となる処分案

エ 処分内容等を記載し本人に交付するものである処分説明書

(3) 実施機関は本件申立文書について、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示としたと主張しているため、平成28年3月18日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 本件請求においては、懲戒処分が確定したものを不祥事と考えた。

イ 開示・非開示の判断においては、客観的事実と判明した部分であり、個人識別情報が含まれておらず、秘匿性の高い人事管理情報でない部分を開示とした。

また、実施機関では「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」（平成15年10月17日教育長通知）に基づき、記者発表が行われており、記者発表済みの内容、記者に情報提供する予定であった情報を開示とした。

ウ 校長の内心・評価とは、校長自身の思想信条のことではなく、教諭への評価で

ある。教諭への具体的な校長の評価は、開示されると今後、校長の率直な考えを聞けなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とした。

(4) 当審査会は、以上を踏まえ、本件申立文書を見分した上で次のように判断する。

ア 条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性について

(ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号エには、開示しないことができるものとして、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものを掲げている。

(ウ) 実施機関はこれらの条文に基づき本件申立文書の一部を非開示としたと説明しているため、以下検討する。

イ 文書1について

個人の給与に関する情報が記載されている部分には、被処分者の給与の級及び号給が記載されていることが認められる。給与の級及び号給は、他の情報と組み合わせることにより当該被処分者の給与額が特定される情報であり、秘匿されるべき個人の財産に関する情報である。したがって、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、被処分者の給与に関する情報は、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 文書2について

(ア) 校長の年齢について記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、校長の年齢は記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

(イ) 個人の内心、事実認否に関する情報が記載されている部分については、当該教諭の事実認否に関する具体的な発言が記載されていることが認められる。これらの情報を開示すると当該教諭の逮捕当時の事実認否の状況及び当該教諭の当時の心情が公となり、個人の権利利益を害するおそれがあるため本号本文後段に該当する。また、これらの情報については、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 文書3及び文書4について

文書3のうち、個人の生年月日、住所及び家族構成に関する情報については、申立人も開示を求めていることから、その余の部分について検討する。

文書3及び文書4の非開示部分には、当該教諭の心身の健康状態、事実認否の状況、取調べの状況及び当該教諭の心情が具体的に記載されている。

これらの情報を公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第2号本文後段に該当する。また、これらの情報については、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

オ 文書5について

(ア) 個人の内心に関する情報については、当該教諭の率直な心情が記載されており、これが開示された場合、当該教諭の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第2号本文後段に該当する。また、この情報は、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(イ) 校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、校長の当該教諭に対する率直な評価を述べた内容が記載されている。当該情報は、公にすることを前提としておらず、公にすると校長と生徒・保護者・教諭との信頼関係が損なわれ、校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第

7条第2項第6号に該当する。

カ 文書の特定について

(ア) 実施機関は、本件請求について判断するに当たり、懲戒処分が確定しているものを不祥事であるとした。このことについて、文書特定の争いはない。

(イ) 申立人は文書3から文書5までの事実確認記録のほかに、被処分者から聞き取りを行った際の質疑をそのまま記載した事情聴取記録又は聞き取りの際に作成したメモ若しくは当該聞き取りの録音の開示を求めるとも主張している。

この点について実施機関に確認したところ、懲戒処分に当たっては、聞き取りを行った後速やかに事実確認記録を作成し、その作成に当たって使用したメモは内容を確認後、すぐに廃棄しているとのことであった。また、被処分者を緊張させ、ありのままの事実や心情を聞き取ることの妨げとなるため、聞き取りは録音していないとのことであった。

実施機関において、懲戒処分に先立つ事実の認定を行うための文書が事実確認記録であり、その作成に当たってこのような運用を行っている以上、申立人が求める事情聴取記録を作成していないことは、不自然とは言えない。また、録音を行っていないことも、不合理とまでは言えない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 本件申立文書一覧

平成27年1月27日教北総第604号による一部開示決定に係る対象行政文書	
文書1	平成26年10月27日処分日の処分説明書（都田中学校教諭の強制わいせつについて）
文書2	平成26年10月27日処分日の処分案（都田中学校教諭の強制わいせつについて）
文書3	平成26年10月27日処分日の事実確認記録[平成26年8月28日]（都田中学校教諭の強制わいせつについて）
文書4	平成26年10月27日処分日の事実確認記録[平成26年9月12日、平成26年9月22日]（都田中学校教諭の強制わいせつについて）
文書5	平成26年10月27日処分日の事実確認記録[平成26年9月25日]（都田中学校教諭の強制わいせつについて）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・諮問の報告
平成27年4月21日 (第269回第二部会)	
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議